



県章

滋賀県公報

令和7年(2025年)
3月28日
号外(2)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 監査委員公告

包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る公表公告..... 1

監査委員公告

包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、知事から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和7年3月28日

滋賀県監査委員	駒	井	千	代
〃	奥			博
〃	村	尾	慎	哉
〃	河	瀬	隆	雄

包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

- 1 監査対象 環境に関する財務事務の執行について
- 2 監査実施期間 令和5年7月18日から令和6年3月18日まで
- 3 監査結果報告年月日 令和6年3月18日
- 4 監査の結果(令和6年3月18日滋賀県監査委員公告「包括外部監査の結果に関する報告の公表公告」の別冊「令和5年度包括外部監査結果報告書(以下「報告書」という。)」第3の監査結果に結果として記載しているもの。以下同じ。)および講じた措置の内容

(1) 補助造林事業費事業[滋賀県基本構想実施計画と琵琶湖森林づくり計画における目標値の相違について](森林保全課)(報告書91頁)

ア 監査の結果

事業目標を明確に設定していないと、事業に取り組む関係者の行動計画が不十分になることや、誤った設定となってしまうリスクがある。このため、計画間で目標値を整合させるべきである。

イ 講じた措置の内容

令和6年7月に改定した滋賀県基本構想実施計画(第2期)では、琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)の目標値と整合させた。

今後も計画策定時に相違がないよう、計画間で目標値を整合させる。

(2) 単独造林事業費事業[事業完了報告書の確認について](森林保全課)(報告書98頁)

ア 監査の結果

受託造林事業実績書に記載されている金額が誤っていた場合、事業の評価を正しく行うことが出来ず、誤った判断を行う可能性がある。このため、受託造林事業実績書の内容を十分に理解した上で、記載されている数値に誤りがないことを含め、確認すべきである。

イ 講じた措置の内容

令和5年度には、事業完了報告書について、事業主体に対し、記載されている数値に誤りがないか十分確認した上で提出するよう指導した。

また、提出された報告書についても複数人で確認するなど、再発防止に努めた。

(3) 造林公社運営費〔長期経営計画と中期経営改善計画の齟齬について〕(森林政策課)(報告書109頁)

ア 監査の結果

中期経営改善計画には、現状における各種計画値が定められており、その多くが計画を達成したものと評価されている。しかし、それは計画値が達成可能な水準にまで大幅に引き下げられたことによる影響が大きく、長期経営計画で示された当初計画値と比較すれば、著しい未達へと評価が反転する。

中期経営改善計画は直近の市況を反映した実行計画であるから、長期経営計画を下方修正したものであっても問題はない。しかし、中期経営計画の下方修正を行った場合には、償還財源の減額分を翌年度以降に獲得していく必要が生じるため、その影響を長期経営計画にも反映し、改訂する必要がある。

また、造林公社の残債務が計画どおりに弁済されるのかについては、県民にとっても重要な関心事であると思われるため、改訂された長期経営計画は情報公開され、長期的な弁済計画が実行可能なレベルにあるのか、常に監視される必要がある。

イ 講じた措置の内容

長期経営計画および中期経営改善計画は、一般社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例(平成21年滋賀県条例第29号)第2条に基づき策定される経営に関する計画である。

長期経営計画は、平成23年度に策定され、造林公社の経営が予定されている期間(～令和50年度)における経営の見通し、目標、特定調停により確定させた長期債務188億円の弁済計画を定めたものであり、中期経営改善計画は、長期経営計画の目標を達成するために必要な事項を定めた5年を1期とする経営の改善に関する計画である。

現行の中期経営改善計画(第3期)については、事業の進捗状況に基づく自己評価や社会経済情勢の変化を踏まえた目標値としている一方で、長期経営計画の下方修正を行っていないことから、長期経営計画と実績に大幅な乖離が生じている。

そのため、県では令和6年9月に「分収造林事業あり方検討委員会」(全5回開催予定)を設置し、これまで3回(9月、11月、2月)の検討を行っているところであり、今後の長期経営計画および中期経営改善計画の考え方、進行管理も含めた取扱いについて決定し、公表していく。

(4) 造林公社運営費〔長期収支見通しにおける将来的な回収額の大幅な下方修正の必要性について〕(森林政策課)(報告書116頁)

ア 監査の結果

監査人が長期収支見通しを一部修正した(但し、インフレ率、原状回復費用については、一旦考慮外としている)。修正後の債権回収額(令和5年度以降の弁済見通し)は約18億円～31億円となり、現状の長期収支見通しを更に下回る結果となった。

長期経営計画はその名のとおり「長期」の計画であって、その過程で木材需要の高まり、市場価格の変動、排出権取引(Jクレジット)の活発化、林業従事者の増加による作業許容量の増大といったポジティブな変化が生じる可能性は否定できない。しかしながら、過去に特定調停が行われ、既に1,000億円近い債務免除が行われた経緯を踏まえると、楽観的な見積もりは損害を更に拡大させる懸念がある。よって、楽観的要素を排除した現実的な返済計画が策定されるべきである。

イ 講じた措置の内容

長期収支見通しについては、御指摘を踏まえ、平成27年度から行っている木材生産事業の実績を基に、造林公社において再度試算した結果、伐採可能区域の縮小や木材価格の低迷、人件費の高騰等により、188億円の債務額に対し、弁済見込額は約12億円～約20億円であることが判明したところ。

こうした状況を踏まえ、県が実施する「分収造林事業あり方検討委員会」において、現在検討を行っているところであり、今後の現実的な返済計画を反映した長期経営計画および中期経営改善計画の考え方、進行管理も含めた取扱いについて決定し、公表していく。

(5) 補助公共事業(補助治山事業)〔定期監査調書記載数値の集計誤りについて〕(森林保全課)(報告書135頁)

ア 監査の結果

「事務事業の執行状況調」において「補助治山事業(特定事業職員費含む)」と記載されているが、実際には特定事業職員費が含まれる工事雑費や事務雑費は数値に含まれておらず、「特定事業職員費含む」は適切ではない記載となっている。

加えて、集計額が誤った金額となってしまう原因としては、過去のどこかのタイミングで工事雑費や

事務雑費が漏れてしまい、さらにそこから前年度踏襲で集計を行っており、今回も集計から漏れてしまっていたためである。そのため、集計を含めた文書作成の際には、単なる前年度踏襲とするのではなく、誤った更新がなされないよう、最大限、事務のエラーを防ぐことができる内部統制の仕組みの構築が求められる。

イ 講じた措置の内容

令和5年度定期監査調書における補助治山事業の「事務事業の執行状況調」では、特定事業職員費等の工事雑費や事務雑費を含めて事業費として計上することで整理し、正確に金額を集計するなど、適切に調書を作成した。

また、調書の確認に当たっては、複数人で対応するなど、内部統制の強化に努め、再発防止に努めた。

